

年議發生ノ 事業場名	労働者総数	生産品ノ 種類	年議解決 年月日	年議發生 年月日	又ハ誘 因	解決
嘉穂郡 柏築村大字 赤生 稲築木炭坑	男 一〇八二 女 一八二 計 一二六三	石炭採掘	五月八日	五月八日	潤野炭坑争議ニ刺戟セラレ待遇改善問題ニ端ヲ發ス	一 団体交渉権ノ認可アリタシ 二 事業ニ関スル件 (ハ) 採炭但所ノ運搬ノ遠近炭質ノ硬軟温度ノ高低ニヨリ公平ナル賃銀ヲ決定セラレタシ (イ) 最低賃銀制ノ制定 (二百六十キ) (ハ) 空函不廻天井ノ危険其他ノ不可坑カニ依ル故障ノ場合ハ最低賃銀ヲ補給サレタシ (ニ) 採炭賃銀ノ値下ヲ昨年度ノ賃銀ニ復活サレタシ (ホ) 採炭但所ノ採付法期票發行當日ニ現金ヨリテ支給サレタシ (ヘ) 採炭但所ハ公平ヲ期スル為メ採炭夫ヨリ二名以上ノ換炭立会人ヲ認メラレタシ (ト) 採炭但所ノ公平ヲ期スル為メ二名ヲ一組トシ (先山後山) 十五日毎ニ抽籤ヲ以テ決定セラレタシ (ク) 坑内ノ設備ヲ完全ニスルヲト (杭木ヲ充人クニ配給坑道ノ仕繰)

事項
(一) 八時間制度ヲ制定アリタシ (二) 貸換器具ノ破損ヲ無償ニナシタシ (但シ故意ニ破損ノ場合ハ此ノ限りニアラス) 三 待遇改善ノ件 (ハ) 退職手当金ノ制定アリタシ (ニ) 年功支給金ヲ尤ノ通り支給サレタシ 一 年未満 十日分 五年未満 一年三月二十日分 五年以上 一年ヲ増ヌ毎ニ一年三月三十日分以上 (ハ) 一般従業員ハ八階製鉄所職工同様ニ待遇アリタシ (ニ) 一般従業員ニ三瀬会館ヲ使用サレタシ (ホ) 附属賣店ノ指定商人ヲ公傷患者ニシテ労役シ能ハサル退役者ヲ指定アリタシ (ヘ) 退役者ニ對シ下附金 (貯金退職手当故因旅費義別等) 退役後自日ヨリ三日位ニテ下附セラレタシ 四 公傷ニ関スル件 (ハ) 公傷患者ヲ私傷トシテ取扱ヒツナル事多クアル事今後絶 對ニ公傷患者トシテ取扱ハレタシ (ニ) 公傷患者ニ對シテハ負傷ノ大小ニ関セス見傷証ヲ即時下附事